

■利用者負担額（保育料）基準額表

1 の表

令和 8 年 9 月 1 日現在

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額	
			3歳未満児の場合	
階層区分	定 義	(世帯の) 市民税所得割額	保育標準時間	保育短時間
第1	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯	-	0 円	0 円
第2	第1階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ)の市町村民税非課税世帯	-	0 円	0 円
第3	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯及び所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円未満	15,000 円 (7,500 円) [0 円]	14,800 円 (7,400 円) [0 円]
第4A	第1階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、所得割課税世帯であつて、その所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	48,600 円以上 57,700 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第4B		57,700 円以上 73,000 円未満	25,000 円 (12,500 円) [0 円]	24,700 円 (12,350 円) [0 円]
第5A		73,000 円以上 77,101 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第5B		77,101 円以上 97,000 円未満	30,000 円 (15,000 円) [0 円]	29,600 円 (14,800 円) [0 円]
第6		97,000 円以上 133,000 円未満	38,000 円 (19,000 円) [0 円]	37,500 円 (18,750 円) [0 円]
第7		133,000 円以上 169,000 円未満	44,500 円 (22,250 円) [0 円]	43,900 円 (21,950 円) [0 円]
第8		169,000 円以上 235,000 円未満	50,000 円 (25,000 円) [0 円]	49,400 円 (24,700 円) [0 円]
第9		235,000 円以上 301,000 円未満	55,000 円 (27,500 円) [0 円]	54,300 円 (27,150 円) [0 円]
第10		301,000 円以上 397,000 円未満	60,000 円 (30,000 円) [0 円]	59,200 円 (29,600 円) [0 円]
第11		397,000 円以上	78,000 円 (39,000 円) [0 円]	77,000 円 (38,500 円) [0 円]

()・・・第2子の保育料 []・・・第3子以降の保育料

<多子軽減について>

- 第4階層B～第11階層に該当する世帯について、保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用（以下「保育所等を利用等」という。）している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。
- 第3階層～第4階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用等または年齢に関わらず上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。

<要保護世帯等の保育料>

- 児童が属する世帯が要保護世帯等（母子世帯等並びに、在宅障害児（者）のいる世帯（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児童及び障害基礎年金の受給者のいる世帯）、その他保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）の場合、第3階層～第5階層Aに該当する世帯について、保護者と生計が同一の子等であれば、保育所等の利用または年齢に関わらず上の子から数えて第1子については2の表に掲げる保育料、第2子以降については無料となります。

2の表

階層区分	保育料月額	
	3歳未満児 保育標準時間	3歳未満児 保育短時間
第2階層	0円	0円
第3階層	6,800円	6,700円
第4階層A・B	7,500円	7,400円
第5階層A	9,000円	8,900円

- 要保護世帯等であり、第5階層B～第11階層に該当する世帯については保護者と同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所等を利用等している場合において、上の子から数えて第2子については半額で1の表の（ ）内の保育料、第3子以降については無料となります。

